

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012 年 10 月 1 日付の「改正労働者派遣法」の施行により、弊社の特定労働者派遣事業におけるマージン率を公開いたします。（法第 23 条第 5 項）

（対象期間：2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日）

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

	派遣 労働者数	派遣先 事業所数	① 労働者派遣の料金 (1 ヶ月当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1 ヶ月当たりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ① ※小数点第 2 位 以下を四捨五入
全社	85 人	29 社	890, 226 円	431, 752 円	51.5%

※マージン率とは

派遣先より弊社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額 (派遣先が派遣会社へ支払う料金)} - \text{派遣労働者の賃金の平均額 (派遣会社が労働者に支払う賃金)}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求は不可）
会社運営経費	教育訓練費用	社内外の教育研修費用
	福利厚生費用	定期健診・予防接種助成・福利厚生サービスなどの費用
	社内人件費用	間接部門スタッフの人件費用
	その他費用	事務所賃金などの間接費用
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 階層別教育
- ・ 職種別研修
- ・ 各種 e-learning 研修
- ・ 英語研修

3. その他参考となると認められる事項

- ・ 関東 I T ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。
(社会保険加入者のみ)
- ・ 外部相談窓口 (E A P) サービスが受けられます。(社員並びにご家族)
- ・ 社員向けリラクゼーションルーム (マッサージルーム) サービスが受けられます。
- ・ 福利厚生サービス ベネフィットステーションのサービスが受けられます。
- ・ クラブ活動に参加できます。

以上